

2.3 環境関連法規の改正

京都大学環境科学センター 平井 康宏

本学と関係の深い環境関連法規の改正を 2 件紹介する。

A. 大気汚染防止法の一部改正（石綿関係）

2013 年 3 月 29 日の閣議において、「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、2013 年 6 月 17 日に原案のまま成立、6 月 21 日公布され、2014 年 6 月までに施行される。同法により、現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業）を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更、解体等工事の事前調査及び調査結果の説明等の規定が新たに設けられた。

a. 改正の趣旨

石綿の飛散防止を図るため、建築物の解体等工事に対する規制が講じられているが、石綿が飛散する事例や、石綿使用の有無の事前調査が不十分である事例が確認されている。また、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者が十分な対応を取り難いことも問題となっている。

他方、石綿使用の可能性のある建築物の解体工事は、今後、平成 40 年頃をピークに全国的に増加すると推計されている。

これらのことから、石綿飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法が改正された。

b. 改正の概要

[1] 石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者を、工事施工者から発注者に変更し、発注者にも一定の責任を担うことが位置付けられた。

- [2] 解体等工事の受注者に、石綿使用の有無の事前調査の実施と、発注者への調査結果等の説明が義務付けられた。（解体等工事に係る建築物等に石綿が使用されていないことが明らかなものを除く。）
- [3] 都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が、報告徴収の対象に解体等工事の発注者又は自主施工者が加わった。

改正案の詳細は下記 URL より入手可能

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505>

B. 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）の発行

a. 改訂の背景

廃棄物処理法の産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、環境省では、必要な廃棄物情報を具体的に説明するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定・公表している。

しかし、平成 24 年 5 月に利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出された事案では、その前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因と強く推定された。このため、こうした事案の再発防止と、排出事業者から処理業者への情報伝達についてのさらなる具体化・明確化を図るため、当該ガイドラインの改訂版が作成された。

b. 改訂内容の概要

[1] 情報提供が必要な項目の追加

廃棄物情報が必要な項目を整理し、(1) PRTR 対象物質、(2) 水道水源における消毒副生成物前駆物質、(3) 関連法規(危険物等)を追加するとともに、廃棄物データシート(WDS)の様式が見直された。

[2] (排出事業者から処理業者への一方通行ではなく) 双方向のコミュニケーションの重要性を強調

[3] 対象廃棄物の整理

外観から含有廃棄物や有害特性が判りにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4品目を主な適用対象と明記し、廃棄物の性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない廃棄物に関しては、WDS以外の情報の提供でも可能とした。

[4] 情報提供の時期

WDSは、基本的には契約時に提供し、契約書に添付するものであるが、新規の廃棄物処理に際して受入れの可否判断や処理に必要な費用の見積りのために排出事業者から処理業者へWDSを提供、あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望ましいとした。

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」は、下記URLより入手可能
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>